

岩手県告示第 789 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、岩手医科大学教職員組合中央執行委員長鱒沢清司から、争議行為を行うことについて、平成 19 年 11 月 8 日次のとおり通知があった。

平成 19 年 11 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事件 2007 年 10 月 18 日付 2007 年度第一次要求書に対する 11 月 7 日付回答及び 11 月 7 日に行われた団体交渉における回答を不満とするもの
- 2 日時 平成 19 年 11 月 19 日午前 0 時以降本件解決に至るまでの期間
- 3 場所 岩手医科大学（附属病院など医療施設を含む）構内全般
- 4 争議行為の概要 前項の場所において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する一切の妨害排除のための争議行為を単独又は併用して実施する。